

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 47 年 11 月に子供が生まれ、その子供を抱いて外にいたときに集金人が来て、国民年金保険料の未納の話があった。当時、まとめて支払う余裕がなかったので 2 回くらいに分けて支払いました。「これで未納分は無くなりました。」と言われたのをはっきり覚えているのに申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月に生まれた子供を抱いて外にいるときに集金人が来て、「昭和 46 年分が未納になっているので納めてほしい。」と言われ、当時まとめて支払う余裕が無かったので 2 回くらいに分けて支払い、「これで未納は無くなりました。」と言われたのをはっきり覚えていると主張している。

また、申立期間は、1 回かつ短期間であり、申立期間を除き、国民年金及び厚生年金保険との切替手続は適切に行われており未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、管轄社会保険事務所担当者から昭和 36 年度から 46 年度までの特殊台帳の記載は「逆転記表示」によって行われていたとの証言を得ており、事実、昭和 44 年度及び 45 年度は証言どおり特殊台帳の納付記録は空欄となっているが、オンライン記録上は納付になっているのに対し、申立期間の昭和 46 年度は、特殊台帳の納付記録が空欄で、オンライン上も未納となってい

ることから、申立期間については保険料の納付が推認される。

加えて、申立人の年金記録は、昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで未納期間とする誤った処理が行われており、平成 20 年 4 月に記録補正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 11 月 27 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 10 日から 42 年 3 月 8 日まで
④ 昭和 42 年 10 月 2 日から 46 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 11 月 4 日から 47 年 1 月 29 日まで

ねんきん特別便を見たところ、過去に厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給済みとされていることがわかった。最後に勤務した事業所を辞めた当時、結婚を控えていたが、結婚後も継続して働くつもりでいたし、そもそも脱退手当金という制度を承知していなかった。このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が被保険者資格を喪失するまで勤務していた事業所の記録を見ると、申立人の前後各 5 年間に資格喪失した 54 名の女性被保険者のうち、脱退手当金が支給された記録になっているのは 2 名のみであることから、事業主が代理請求した可能性は考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金が支給決定された昭和 47 年 9 月 13 日より前の昭和 47 年 3 月 24 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 47 年 3 月 25 日に国民年金に任意加入し、以後、約 10 年間にわたって国民年金保険料を納付していることから、申立人が当時、申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していなかったことが推認できる。

加えて、申立人の脱退手当金支給額は法定支給額と 2,326 円相違しており、その理由は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年1月1日とし、申立期間②のB事業所における資格取得日を同年1月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9万2,000円、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月29日から63年1月1日まで
② 昭和63年1月11日から同年3月1日まで

ねんきん特別便が届き、厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A事業所及びB事業所に勤務していた期間の記録が違っている。給与支払明細書もあるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した給与支払明細書及び事業主の証言から判断すると、申立人は、A事業所に昭和62年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人は、間違いなく昭和62年12月31日まで勤務していた。」と証言しており、また、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出た可能性があるとも説明していることから、事業主は昭和62年12月

29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給与支払明細書から判断すると、申立人が昭和 63 年 1 月 11 日から平成 2 年 9 月 1 日に退職するまで B 事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで
昭和 38 年ごろ、母が申立期間の分の国民年金保険料として 20 万円をまとめて納付したとの話を聞いている。その金額が納付したとして記録されていないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行っていた母親が他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は母親が 20 万円をまとめて納付したと主張しているが、その主張を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。申立人が、仮に昭和 38 年に過年度納付と前納により、加入時から 60 歳到達までの全期間を納付したとしても、必要な保険料は 35,300 円であり、また、昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの保険料が、附則 18 条により特例納付されていることが特殊台帳より確認できるが、納付金額は 24,300 円であり、どちらも申立人の主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立期間は、行政側の記録によると、国民年金保険料納付済み期間及び厚生年金保険被保険者期間となっており、上記特例納付以外には、特例納付や前納によって納付された形跡はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、二度にわたって国民年金保険料が還付されている事実が特殊台帳に記録されており、申立人の国民年金納付記録について、行政の記録管理に不備はなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間における保険料については、A 市に転入手続の際、任意加入の申請をし、以後納付書が送られて来るまま 3、4 年間納付した記憶があり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、国民年金の手続に関する申立人の記憶は曖昧であることなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月の転入手続の際、任意加入手続を行い市役所から送られてきた納付書で保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、58 年 7 月に任意加入喪失の記録が確認できる。その後、申立人は、61 年 4 月に国民年金被保険者資格を再取得するまで、国民年金は未加入の状態であったことから、転入先の市役所から納付書が送られてくることは無かったと思われる。

さらに、申立期間当時、任意加入し保険料を納付していたという事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、37年10月から41年3月までの期間、41年4月から44年3月までの期間、44年4月から49年3月までの期間、50年4月から51年3月までの期間、51年4月から59年3月までの期間、59年7月から60年3月までの期間、60年4月から62年3月までの期間及び62年8月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から41年3月まで
③ 昭和41年4月から44年3月まで
④ 昭和44年4月から49年3月まで
⑤ 昭和50年4月から51年3月まで
⑥ 昭和51年4月から59年3月まで
⑦ 昭和59年7月から60年3月まで
⑧ 昭和60年4月から62年3月まで
⑨ 昭和62年8月から平成元年4月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は市町村の集金人や市町村役場へ納めていたので、申立期間が未納又は免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は「A市へ転居後、1度、夫婦合わせて22万円ぐらい納付し、それ以降は納付していない。」「特例納付や過年度納付で保険料を納付したことはない。」と述べるなど、納付した時期及び納付した期間の記憶も曖昧であり、未納期間及び免除期間は夫と同じであるなど、保険料を納付したこと

をうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立期間③については市町村の被保険者名簿において不在確認がなされており、国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨について、免除申請を行ったことは無いと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録と市町村の国民年金被保険者名簿から、免除期間となっていたことも確認できる。

その上、申立期間①から⑨については、市町村名簿と社会保険庁のオンライン記録との納付記録が一致しており、また、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月21日から57年11月30日まで
② 昭和58年1月1日から59年4月30日まで

申立期間①は、社会保険庁の記録によると、A社の資格喪失年月日が昭和53年11月21日となっており、これは手形の不渡り事故が起こった時に、社会保険事務所によって社員全員を資格喪失させられ、会社も全喪とさせられたものである。会社はその後も継続して事業を実施しており、社会保険事務所に再加入の申込みをしたにもかかわらず、認められなかったものであり納得できない。

申立期間②は、上記①のA社の社名や役員を変更して設立したB社に係るものであり、昭和58年1月に私自身が社会保険の加入を行ったので、厚生年金保険に加入していたはずである。

当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、雇用保険についても、その加入記録が確認できない。

申立期間①については、申立人は全喪後も事業を継続していたとされるA社の代表取締役であり、昭和53年11月21日に提出した資格喪失届及び全喪届の作成・押印を自らが行ったと鮮明に記憶している上、「当時の資料についてはすでに破棄している。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

申立期間②については、B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、

申立人の記憶も定かでないため、当時の状況について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から38年4月1日まで

昭和30年5月19日にA社B支社に入社して、34年6月に厚生年金保険被保険者となって以来、47年6月に退職するまで、異動も無く継続して勤務していたが、35年1月から38年3月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことがわかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による在籍期間証明書及び申立人が提出した申立期間当時に撮影したと認められる写真から、申立人が申立期間についてA社B支社に在籍していたことが確認できるものの、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、昭和36年10月に開催された事業所の支部長会議で撮影されたと認められる写真には、当時、同じ支部長であったとする元同僚2人と申立人が写っており、そのうち1人については被保険者記録が確認できるが、ほかの1人については、その後37年3月に新たに被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、雇用保険情報からも申立期間において被保険者であった記録は確認できず、事業主に問い合わせても、申立人の主張するとおりの届出を行ったか否かについて、当時の資料が残存していないことから不明としており、同僚もすでに他界していることから、証言を得ることができない。

加えて、申立期間に係る被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 32 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所の記録によると、昭和 25 年 4 月 1 日から 32 年 12 月 21 日までの A 社 B 支店での被保険者記録について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示は記されていないものの、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 2 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、元同僚が「退職時に事務担当者が計算して、その場で脱退手当金を受け取った。」「女性はみんな貰っていた。」と証言していることや、当時が通算年金制度創設前であったことなどを考慮すると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性も考えられる。

さらに、申立人からの聴取において、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 9 日まで
② 昭和 44 年 2 月 17 日から 47 年 3 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの説明を受けたが、脱退手当金を受け取ると将来の年金受給額に不利になるとの認識を持っていたので、脱退手当金の請求を行うはずがなく、また、脱退手当金を受け取った覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示（「脱」の文字に丸印）が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 15 日から同年 7 月ごろまで
② 昭和 47 年 12 月ごろから 48 年 3 月ごろまで
③ 昭和 48 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社に、申立期間③は、C社に、勤務していたはずなので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 39 年 4 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に資格喪失しており、39 年 5 月から同年 7 月までの被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、平成 9 年 1 月 31 日に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の社会保険事務所が保有する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人が加入していた形跡は確認できない。

加えて、B社は、平成 11 年 10 月 1 日に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、D社から提出された保険資格取得者名簿及び社会保険事務所の記録によれば当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 48 年 3 月 7 日であり、申立期間について、申立人が加入していた形跡は確認できなかった。

また、元同僚及び当該事業所の事業主等の記憶も無く、申立期間当時の事情を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間のすべてにおいて、雇用保険の加入記録も無く、

事業主により給与から厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月まで

私は、昭和 37 年 10 月から 38 年 6 月まで A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支店で勤務していた仕事の内容を具体的に述べているほか、申立人が記憶している上司及び同僚の名前が当該事業所の厚生年金保険被保険者としての記録があることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人と一緒に勤務していたと思われる複数の同僚は、「申立人については記憶していない。」としている上、「当該事業所では、入社してすぐ正職員になることは無く、1 年以上の委任契約を経た上で、その委任契約期間の業績が審査されて正職員になる仕組みで、正職員になってから健康保険や厚生年金保険に加入できた。」としている。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、他社に合併されており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで
② 昭和 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日まで

申立期間①のA社については、同期入社した者はいないが、知人の紹介で入社したことに間違いがないので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

申立期間②のB社については、仲間と一緒に勤務していたので、厚生年金保険に加入した日に違いがあるのはおかしいので、再調査してほしい。

申立期間③のB社については、社会保険庁の記録によると一部期間、C社に厚生年金保険の加入記録があると聞いているが、私は勤務した記憶が無い。また、次の勤務先であるD社へは引き抜きであったので、空白期間があることもおかしいので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

申立期間④のE社については、前の勤務先であるD社からの引き抜きであったので、空白期間は無いと思うので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の所在地及び業務内容を鮮明に記憶しており、勤務していたことは推認できるものの、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和 21 年 5 月から 28 年 1 月までを調査したところ、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することはできない。

申立期間②については、厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 29 年 10 月 1 日にB社で被保険者資格取得していることが確認できるが、事業所は

既に全喪し、法人の清算終了を行っていることから、清算人からは社会保険等関係書類が得られず、申立人の記憶のほかに保険料控除に結び付く関連資料が無い。

申立期間③については、申立人は、「C社に勤務した記憶が無い。」と主張しているが、社会保険庁の記録から昭和32年7月1日から同年12月31日までの5月間について、C社での厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できる。また、法人閉鎖登記簿謄本によって、B社は、32年7月1日、F社（のちに、C社に名称変更。）に合併し解散したことが確認できる上、その日に申立人を含む14人が、C社で新たに厚生年金保険の資格が取得となっていることも確認できる。しかしながら、申立期間のうち、32年12月31日から33年3月1日については、事業所は法人の清算終了をしており、清算人からは社会保険等関係書類が得られず、申立人の記憶のほかに保険料控除に結び付く関連資料が無い。

申立期間④については、事業所からの在籍証明書により申立期間の在籍は確認できるものの、当時の稟議書には「入社開始は、連休明けの昭和44年5月6日。」と付記されている旨の回答を得ている。

また、雇用保険の加入記録も昭和44年5月21日からとなっている。

さらに、申立人は申立期間のすべてにおいて、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。